

## 安城市ゼロカーボンシティ推進戦略策定業務委託仕様書

### 1 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金）まで

### 2 戦略（計画）期間

令和7年度（2025年度）から令和12年度（2030年度）まで

### 3 目的

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の改正や国の地球温暖化対策計画の改定など、地球温暖化を取り巻く状況が大きく変わり、ゼロカーボンシティ表明を行った本市としても、地域脱炭素をさらに加速させていく必要がある。そこで、本市が温対法に基づく地球温暖化対策実行計画として位置付けている「安城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（第2次安城市環境基本計画の第3章1、基本的施策【4】地球温暖化対策に該当）について、省エネ・創エネ施策をより具体化した安城市ゼロカーボンシティ推進戦略（以下「本戦略」という。）を策定することとする。

本業務は、2050年カーボンニュートラル達成を見据え、限られた時間の中で2030年度の温室効果ガス削減目標を達成するため、「脱炭素ロードマップ」を作成し、市民や事業者、行政が一体となって、それぞれが自分事として脱炭素に取り組む機運の醸成を図り、効率的に施策を推進する戦略を策定することを目的とする。

### 4 本戦略の策定業務に求める要素及び視点

- (1) 若者から高齢者まで多くの世代にとって、読みやすくわかりやすい内容であること。
- (2) 読み手の目をひくような写真やイラストが適切に配置され、その説明がわかりやすく付されていること。
- (3) 興味・関心をひく国内外における最新の科学的知見に基づく事実を、平易な表現で簡潔に記載すること。
- (4) イラストやページレイアウトには、反対色の使用などビジュアル効果を高めた内容とすること。特に2030年、2050年の本市将来像のイラストや記

述には、読み手が脱炭素に対する興味を持ち、必要性を認識できる内容とすること。

(5) 目標値など計画に記載する各種数値には明確な根拠を持たせ、その算出方法についても明示すること。

(6) データの使用に当たっては、ラベルや数値を読みやすく配置し、出典元を明示すること。

## 5 業務内容

本業務は、環境省が策定している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編・算定手法編・地域脱炭素化促進事業編）」及び「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック」等、各種マニュアルに基づいて実施すること。また、本市の産業構造や地域特性、地域課題を踏まえて実施すること。

業務内容は次のとおりとする。

(1) 本戦略策定における基本的事項の整理

(2) 温室効果ガス排出量の現況推計（基準年度から最新年度まで）、将来推計及び削減目標設定

※ 現行計画では、環境省が公表している「部門別 CO2 排出量の現況推計」を使用している。

(3) 再生可能エネルギー導入量の現況推計（基準年度から最新年度まで）、将来推計及び導入目標設定

(4) 温暖化対策による温室効果ガス削減効果の整理

(5) 戦略骨子案の作成

(6) 対策、施策の検討及び立案

先行事例、国の地域脱炭素ロードマップなどを照合し、脱炭素施策を検討、立案するとともに、設定すべき施策の実施目標を整理する。また、温室効果ガス削減効果や、環境・社会・経済の総合的な課題解決の観点も踏まえ、予算規模も考慮し、実施すべき施策を設定する。

(7) 改正温対法に基づく「地域脱炭素化促進事業」に関する検討

(8) 戦略素案の作成

(9) 戦略本編及び概要版の作成

(10) 市内事業者等へのヒアリング、現地調査

(11) 打合せの実施

本業務の実施にあたって、発注者と緊密な連絡関係を構築し、2ヶ月に1回程度安城市役所にて打合せ協議を実施すること。また、必要な場合はWEBにおいても打合せ協議を実施すること。打合せは、原則2名以上出席すること。

(12) 安城市環境審議会の支援

(13) 庁内会議（幹部会議及び戦略策定作業会議）の支援

## 6 成果物、提出書類等

(1) 業務完了時

番号	成果物・提出書類等	必要数
1	委託業務完了届	1部
2	戦略本編及び戦略概要版の電子データ（Word、Excel形式等及びPDF形式）【電子媒体にて提出】	1部
3	その他本市が指定する書類	1式

(2) 随時

番号	成果物・提出書類等	必要数
1	打合せ議事録	随時
2	業務進捗状況報告書	随時
3	その他本市が指定する書類	随時

## 7 手直し

策定業務完了後、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正補足その他の必要な措置を講ずるものとし、その作業に掛かる費用は一切受注者の負担とする。

## 8 契約代金の支払い

「5 業務内容」に記載された業務の令和5年度分を完了後、また令和6年度分を完了後の2回にわたり支払いをする。



## 1 0 その他

- (1) 本業務による成果物は、データを含めて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずに使用、他に貸与しないこと。
- (2) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何かしらの申し出がなされた場合は、すべて受注者の責任において対処すること。
- (3) この業務仕様書は、本委託の概要を示したものであり、業務遂行に当たっては、発注者と密接に連絡をとり、疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議の上で決定すること。

## 1 1 問合せ先

安城市環境部環境都市推進課カーボンニュートラル推進室温暖化対策係

住 所 〒446-8501 安城市桜町18番23号

電 話 0566-71-2279 (直通)

F A X 0566-76-1184 (直通)

Eメール [kankyo@city.anjo.lg.jp](mailto:kankyo@city.anjo.lg.jp)